## 異能 vation に係る登録商標等の使用について

(目的)

第1条 この文書は、総務省が実施してきた「異能 vation」プログラム(平成 26 年度から令和5年度まで国際戦略局技術政策課が実施した同名のプログラムをいう)に関連する商標等の使用に際して必要となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - ー 特定商標等 総務大臣が権利者となる異能 vation プログラムに関連する登録商標等
  - 二 使用目的等 特定商標等の使用に係る目的、期間、方法その他の事項

(使用の原則)

- 第3条 原則として、次の各号のいずれかに該当する場合において特定商標等を使用することができる こととする。
  - 一 総務省から依頼を受けた者が、特定商標等を含むロゴなどの入った物品等を製作する場合
  - 二 総務省の広報活動に資することを主たる目的として使用する者が、国際戦略局技術政策課長(以下、「技術政策課長」という)により特定商標等の使用を認められた場合
  - 三 過去に総務省から異能 vation プログラムの実施を委託された者が、異能 vation プログラムやその関連行事における、過去の取り組みについて説明する趣旨で用いる場合
  - 四 過去に異能 vation プログラムやその関連行事において採択された者又は表彰し、若しくはされた者が、過去の当該事実等を説明する趣旨で用いる場合
  - 五 過去に異能 vation プログラムやその関連行事に協力していた者が、過去の当該事実等を説明する趣旨で用いる場合
  - 六 異能 vation プログラムの後継施策に当たる総務省事業の実施機関が、異能 vation プログラムの 後継施策である旨を説明する趣旨で用いる場合

(使用申請)

第4条 前条のいずれにも該当しない場合において特定商標等の使用を希望する者は、技術政策課長に 対して別添様式により申請し、その承認を受けなくてはならない。

## (使用承認の基準)

- 第5条 技術政策課長は、特定商標等の使用に関する申請について、次の各号のいずれにも適合すると 認められる場合に承認する。
  - ー 使用目的等が、異能 vation プログラムの趣旨に沿ったものであること
  - 二 使用目的等が、特定商標等の使用希望者による独占排他的な使用を目的とするものではなく、国 自身や他者に使用を認めようとする際にその使用を制限するものではないこと
  - 三 使用目的等が直接的な利益の確保であるという印象を与えず、かつ、特定商標等の使用により当該使用希望者に、過大な利益を生じさせるようなことが想定されないこと
  - 四 総務省と国民との信頼関係が損なわれるおそれがないこと
  - 五 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのないこと
  - 六 特定の政党、候補者、宗教団体及び営利団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又 は与えるおそれがないこと
  - 七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと
  - 八 既に特定商標等を使用する他の者の使用目的等に照らして、国民等に混乱を生じせしめるおそれがないこと
  - 九 その他、使用について不適当と認められる事由が認められないこと
- 2 技術政策課長は、特定商標等の使用を承認するに当たって、条件を付すことができる。

## (使用差し止め)

- 第6条 第3条の規定により特定商標等を使用している者又は第5条の規定により特定商標等の使用を 承認され、現に特定商標等を使用している者について、特定商標等の使用目的等の実態が前条第1項 各号に適合しない又は同条第2項に基づき付した条件を遵守していないその他著しく不適当と認めら れる場合、技術政策課長は当該特定商標等の使用を差し止めることができる。
- 2 前項の規定により特定商標等の使用を差し止められたことにより生じた費用等は、当該特定商標等 の使用者が負担することとする。

附則

この規程は、令和6年6月21日から施行する。

(文書番号) 令和\*年\*\*月\*\*日

総務省国際戦略局技術政策課長 殿

(機関名)(申請者氏名)

異能 vation に係る登録商標等の使用について(申請)

標記について、異能 vation に係る登録商標等を使用したいので下記のとおり申請します。

記

- 1 使用目的(使用を希望する理由等)
- 2 使用方法・使用場所(該当する項目に☑)\*1
  - □ 異能 vation に係る登録商標等を使った事業・行事の実施<sup>※2</sup>

(本項目を選択した場合、次の①から⑧の内容について記載し提出すること)

- ① 事業・行事等の名称
- ② 事業・行事等の趣旨・目的
- ③ 事業・行事等の期間(期日)及び場所(使用施設等)
- ④ 事業・行事等の主催団体、共催団体、後援(協賛等)団体
- ⑤ 事業・行事等の概要

(対象者·出席者、出品内容、入場料、講師、募集方法等)

⑥ 主催 (実施) 団体の性格・内容を示す書類

(定款、会則、役員名簿、活動状況等)

- ⑦ 事業収支予算書
- ⑧ その他必要と思われる書類
- □ 販売する商品等に「異能 vation」のロゴや内容に関連する文章などを貼付
- □ ウェブサイトや映像メディア等で「異能 vation」のロゴや内容に関連する文章などを表示
- □ その他(
- ※1)技術政策課長は必要に応じて、追加の資料を求める事がある。
- ※2)事業・行事等の計画に変更が生じた場合は技術政策課長に報告し、その指示に基づき必要に応じて再度申請を行うこと。

3 使用期間

承認を受けた日から令和 年 月 日まで

4 その他(経緯など)

以上

機関名: 担当部署: 担当者氏名: 機関所在地: 電話番号:

メールアドレス: